

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱

[平成 14 年 9 月 20 日 京都府告示第 496 号]
最終改正 令和 8 年 8 月 18 日 京都府告示第 417 号

(趣旨)

第1条 知事は、森林施業の集約化及び森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保し、計画的かつ適切な森林整備の推進及び森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることを目的として、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)に基づき市町村が行う森林整備地域活動支援対策に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象事業等)

第2条 前条に規定する事業の種類、経費の内容、交付金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用)

第3条 別表の事業の種類欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書の様式及び提出期日は、知事が別に定める。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条に規定する知事の承認を受けなければならない事項は、別表の重要な変更の欄に掲げるものとし、変更の承認申請書の様式は、知事が別に定める。

(期間の変更等)

第6条 規則第7条の規定により交付金の交付の決定を受けた者は、別表の事業の種類欄に掲げる各事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、その理由及びその事業の遂行状況を記載した書類を提出し、知事の指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条に規定する遂行状況の報告は、知事が別に定める様式によるものとし、交付金の交付決定に係る年度の9月30日現在の遂行状況について当該年度の10月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書の様式及び提出時期は、知事が別に定める。

(書類の提出部数等)

第9条 この告示の規定に基づき知事に提出する書類の部数は1部とし、所管する京都府広域振

興局の長(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては、京都府京都林務事務所の長)を経由しなければならない。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月 18 日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の規定は、令和 8 年度分の交付金から適用する。

別表（第2条、第3条及び第5条関係）

事業の種類	経費の内容	交付金の額	重要な変更
森林整備地域活動支援交付金事業	実施要領別表2の2の1の(2)の①から③までの規定により市町村が行う次の交付金の交付に要する経費 1 森林経営計画作成促進に係る地域活動に対する交付金 2 森林境界の明確化に係る地域活動に対する交付金	交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者に対し合意形成活動を行った森林にあつては、当該額に、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき8,000円を乗じて得た額を加算した額）以内の額 (1) 経営委託を行った森林 28,000円 (2) 共同計画等を行った森林 9,000円 (3) 間伐促進を行った森林 22,000円 次に掲げる額以内の額 (1) 積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者に対し合意形成活動（現地立会いの実施により行われたものに限る。）を行った森林（当該者に対し合意形成活動を行った森林として経費の内容の欄の1の交付金の加算の適用を受けた森林を除く。）にあつては、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき8,000円を乗じて得た額を当該交付単価を乗じて得た額に加算した額） ア 地上法（地上測量による方式をいう。以下同じ。）により森林境界の測量（イの測量を除く。）を行った森林 46,500円 イ 地上法のうち、知事が別に認める高性能の機器を活用して測量法（昭	(1) 経費の内容の欄に掲げる1から4までの経費区分の追加及び廃止 (2) 交付金の額の増加及び30パーセントを超える減少

		和24年法律第188号) 第33条第1項に掲げる作業規程に基づく測量(基準点等との結合を伴うものに限る。)により森林境界の測量を行った森林 55,500円 ウ 航測法(リモートセンシングデータ(測量法第33条第1項に掲げる作業規程に基づき測量されたものに限る。)を活用した測量をいう。)により森林境界の測量を行った森林 58,500円 (2) 森林境界案の作成を行った積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき4万2,000円を乗じて得た額	
	3 森林所有者の探索に係る地域活動に対する交付金	積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき4,500円を乗じて得た額以内の額	
	4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に係る地域活動に対する交付金	積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき3万9,000円を乗じて得た額以内の額	
推進事務	実施要領別表2の2の1の(2)の④の規定により市町村が行う市町村推進事務に要する次の経費 1 推進等に関する経費 2 確認事務に関する経費 3 交付事務に関する経費	定額	(1) 経費の内容の欄に掲げる1から3までの経費区分の追加及び廃止 (2) 交付金の額の増加

備考 森林境界の明確化に係る地域活動に対する交付金のうち、森林境界案の作成に係る交付金を受けた森林については、同一年度内において森林境界の測量に係る交付金を受けることができず、当該森林についてその翌年度以降に当該交付金を受けるときのその額の算定の基礎となる交付単価は、この表の規定にかかわらず、同表に定める当該交付金の交付単価から4万2,000円を減じた額とする。